

令和7年4月1日現在

生活支援サービス契約書

社会福祉法人 星風会

星風会サービス付き高齢者向け住宅

カーサ・ラ・ヴィーダ保木間

生活支援サービス契約書

社会福祉法人 星風会（以下「甲」という）と （以下「乙」という）
とは、賃貸借（高齢者向け住宅）の目的である建物「星風会サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・ラ・ヴィーダ保木間」（東京都足立区保木間 5-16-12）における乙に提供する生活支援サービスについて、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

甲は、乙に対し、乙が安全かつ安心して主体的に生活を継続できる住まいの充実をはかることができるよう、乙の希望に応じて、生活支援サービスを提供することを約し、乙は、生活支援サービスの対価として第4条のサービス料金を甲に支払うことを約します。

第2条（生活支援サービスの内容）

甲が乙に提供する生活支援サービスの内容の詳細は、別紙及び生活支援サービス重要事項説明書（以下「重要事項説明書」という）に記載します。

第3条（サービス提供の記録）

- 1 甲は、乙の希望により提供するその他の生活支援サービス（オプションサービス）については、月毎にその提供の実績を、翌月15日までに、乙に対し書面により提示し、確認を受けることとします。
- 2 甲は、高齢者の居住の安定確保に関する法律第19条の規定に基づき、サービスの提供に関する諸記録を作成し、各事業年度終了後2年間保存します。
- 3 乙は、甲において、乙に関する第2項の諸記録を閲覧できます。

第4条（サービス料金等）

- 1 基本サービスの料金は、月額金 22,000 円（税込） となります。
- 2 その他の生活支援サービス（オプションサービス）の料金については、別紙に記載した料金を基に月単位で計算します。

第5条（サービス料金の変更）

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により利用料金が不相当になった場合には、甲乙協議の上で、利用料金を変更することができます。

第6条（サービス料金の支払）

- 1、基本サービスの料金については、甲は請求書に明細を付してサービス提供月

の翌月分を15日までに乙に請求し、乙は、毎月25日までに甲へ銀行自動引き落としの方法で支払います。

- 2、その他の生活支援サービス（オプションサービス）の料金については、前月分の実績を計算し、甲は請求書に明細を付して15日までに乙に請求し、乙は、毎月25日までに甲へ銀行自動引き落としの方法で支払います。
- 3、甲は、乙から料金の支払を受けたときは、乙に領収書を発行します。

第7条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約成立の日から2年とします。ただし、事由の如何を問わず「星風会サービス付き高齢者向け住宅 カーサ・ラ・ヴィーダ保木間」（東京都足立区保木間5-16-12）における賃貸借契約が終了したとき及び乙が死亡したときは、本契約も終了します。
- 2 契約期間満了日の30日前までに、乙から書面による契約解除の申し出がない場合、本契約は自動更新され、更新後の契約期間は2年とします。

第8条（事業者からの契約解除）

- 1 甲は、乙の行動が他の居住者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ通常的生活支援方法では、これを防止することができず、本契約を将来にわたって継続することが社会通念上著しく困難であると考えられる場合に、本契約を解除することができます。
- 2 前項の場合、事業者は次の手続を行います。
 - ①一定の観察期間をおくこと。
 - ②主治医及び生活支援サービス提供スタッフ等の意見を聴くこと。
 - ③契約解除の通告について一ヶ月の予告期間をおくこと。
 - ④前号の通告に先立ち、入居者本人の意思を確認すること。
- 3 甲は、乙が正当な理由なく甲に支払うべきサービス利用料を3か月以上滞納した場合において乙に対し、相当の期間を定めてもなお期間内に滞納額の全額の支払がないときは、この契約を解除することがあります。

第9条（利用者からの中途解約）

乙は、甲に対して、30日の予告期間において文書で通知することにより、本契約を解約することができます。

第10条（秘密保持）

- 1 甲及びその従業者は、生活支援サービスを提供する上で知り得た乙及びその家族等に関する秘密を第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様とします。
- 2 前項の定めに関わらず、乙の個人情報を提供する必要がある場合は、必要の都度、

乙の同意を得るものとします。

- 3 入居者及びその家族等の個人情報に関する取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例130号）を遵守します。

第11条（緊急時の対応等）

甲は、生活支援サービスを利用している乙に緊急な事態が生じた場合又は必要があると判断した場合は、緊急時マニュアルに応じて対応し、必要な措置を講じます。

第12条（賠償責任）

甲は、生活支援サービスの提供に伴って、甲の責めに帰すべき事由により乙の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、乙に対してその損害を賠償します。

第13条（相談・苦情対応）

甲は窓口を設置し、乙の相談、生活支援サービス事業に係る要望、苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応します。

第14条（重要事項説明確認）

契約の締結に当たり、甲は乙に対し、別に作成する重要事項説明書に基づき重要な事項の説明を行い、乙はその内容を了承したものとします。

第15条（本契約に定めのない事項）

- 1 甲及び乙は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、甲及び乙が誠意を持って協議のうえ定めます。

第16条（合意管轄）

本契約に関して訴訟の必要が生じたときは、「星風会サービス付き高齢者向け住宅カーサ・ラ・ヴィーダ保木間」（東京都足立区保木間 5-16-12）の所在地を管轄する地方裁判所を第一審管轄裁判所とします。

第17条（連帯保証人）

- 1 連帯保証人（以下「丙」という。）は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとします。本契約が更新された場合においても、同様とします。
- 2 前項の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。
- 3 丙が負担する債務の元本は、乙又は丙が死亡したときに、確定するものとします。

- 4 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、生活支援サービス費の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。
- 5 乙が死亡した際に、速やかに身元を引き取り、現状に復す作業を行い、契約を解除するまでの手続きを速やかに行わなければなりません。

令和 年 月 日

前記の契約を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

事業者（甲）

<住所> 栃木県栃木市田村町928番地

<氏名> 社会福祉法人 星風会

理 事 長 早川 武憲

印

入居者（乙）

<住所>

<氏名>

印

連帯保証人（丙）

<住所>

<氏名>

印

<極度額> 2か年分の基本サービスの料金

別紙

サービス料金

基本サービス

区分	内 容	金 額
基本サービス	・安否確認(1日1回) ・緊急時対応(医療機関への同行は別料金) ・生活・健康相談 ・ケアコール対応 ・ゴミ出し(粗大有料ゴミは別途) ・フロントサービス(取次ぎ、伝言など)	22,000 円(税込)

オプションサービス(料金は全て税込です)

入居者の希望により提供します。介護保険適用外のサービスです。

<食事の提供> ・1日 1,836 円(税込)(朝食 540 円、昼食 648 円、夕食 648 円) ※食事のキャンセルは3日前の午前9時までに申し出てください。3日前の午前9時以降のキャンセルは、朝食 540 円、昼食 648 円、夕食 648 円の料金が発生します。 また医師の指示による治療食が必要な方や、特別食を希望される場合はご相談下さい(別途料金発生) 消費税軽減税率制度における飲食料品の提供については、1食につき税別 690 円以下で、その累計額が1日 2,070 円に達するまでの食費が該当し、軽減税率(8%)が適応されます。 当住宅では、朝食、昼食、夕食が軽減税率の対象となります。	1,836 円(日額)(税込)
<基本援助セット(回数上限無しの包括サービス)> ・排泄の介助(おむつ交換を含む) ・更衣の介助 ・薬の預かり、配薬 ・体位の交換 ・食事の介助(食堂での介助のみ) ・食事の個別住戸への配膳・下膳 ・移乗・移動 ・口腔ケア	33,000 円(税込月額)

＜個別＞おむつ交換	1 回 550 円税込
＜個別＞更衣の介助・シーツ交換	1 回 550 円税込
＜個別＞入浴の介助	1 回 2,200 円税込
＜個別＞身体の清拭	1 回 1,650 円税込
＜個別＞部分浴の介助	1 回 1,100 円税込
＜個別＞薬の預かり，配薬	1 日 220 円税込
＜個別＞体位の交換	1 回 550 円税込
＜個別＞食事の介助 ・ 30 分未満 ・ 30 分以上 30 分毎に	1 回 1,100 円税込 550 円税込
＜個別＞食事の個別住戸への配膳・下膳	1 日 3 回 550 円税込
＜個別＞モーニングケア ・ A 口腔ケア・整髪・髭剃り ・ B 口腔ケア・整髪	1 回 770 円税込 1 回 550 円税込
＜個別＞移動の介助（トイレ移動など）	1 回 550 円税込
＜個別＞外出の介助、病院同行（車賃は別） ・ 30 分未満、 ・ 30 分以上 30 分毎に	1 回 1,100 円税込 550 円税込
＜個別＞清掃サービス ・ 居室内の掃除 ・ 居室の窓ふき ・ 居室内の雑巾かけ	1 回 550 円税込 1 回 550 円税込 1 回 330 円税込
＜個別＞エアコンの清掃（フィルター洗浄）	1 回 550 円税込
＜個別＞洗濯サービス	1 回 1,100 円税込
＜個別＞調理代行（1 回 60 分）	1 回 3,300 円税込
＜個別＞買い物代行 ・ 30 分未満 ・ 30 分以上 30 分毎に	1,100 円税込 550 円税込
＜個別＞書類作成手続き	1 件 2,200 円税込
＜個別＞消耗品の有償提供（乾電池、ティッシュペーパー、 石鹸等）	実費相当額税込
＜個別＞金銭管理 ・ 日常生活に必要な金銭の管理が困難な方への金銭管理を行 う。	3,300 円（税込月額）

※ 基本サービス及びオプションサービスの提供者は社会福祉法人星風会職員、食事サービスの提供者は（株）清島食品です。